



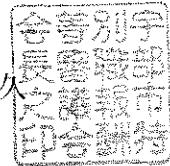
答申書

宇都市特別職報酬等審議会

平成 24 年(2012 年)12 月 21 日

宇都市長 久保田 后子 様

宇都市特別職報酬等審議会
会長 千葉 泰久



特別職の報酬等の額について（答申）

平成 24 年 10 月 9 日付けで貴職から諮問がありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額（以下、「報酬等の額」という。）について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適當と認める。

2 審議の経過

本審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議にあたっては、次の資料等を参考し、様々な角度から検討を行った。

- ① 県内他市並びに人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市（以下、「類似都市」という。）の特別職の報酬等の額
- ② 一般職の職員の給与の改定状況
- ③ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ④ 見直し後の地方議会議員年金制度の状況
- ⑤ 県内他市及び類似都市における行政委員の報酬の見直し状況
- ⑥ 行政委員の活動状況
- ⑦ 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ⑧ 全国及び県内の消費者物価指数の推移

(2) 審議にあたり考慮した要素について

- ① 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、特に、財政の硬直度を示す指標である経常収支比率が平成23年度決算において県内最下位となっていること。
- ② 地方分権の進展に伴い、議員にはより広範囲で専門的な活動が求められており、議員活動に専念するためにも相応の報酬が必要であること。
- ③ 市議会議員においては、地方自治法の改正により、議員定数の上限が撤廃され、各自治体で独自に定数を定めることが可能となっていること。
- ④ 市議会議員においては、「議会だより」の発行など議会活動を市民に伝えるための努力はされており、それとは別に、見えないところで地道な活動をしている議員がいるのも事実であるが、総体的に市議会への出席以外の普段の活動状況が見えにくい状況にあること。
- ⑤ 市政運営の重責を担う市長及び副市長に対しては、財政状況が厳しい現在においても相応する対価を支払うべきであること。
- ⑥ 市長及び副市長において講じられている給料の自主的な減額措置は、その時々の政治判断によって行われているとはいえ、長期間継続している事実があること。
- ⑦ 市長及び副市長においては、給料の減額措置に加え、退職手当の減額措置も講じられていること。
- ⑧ 市長及び副市長の退職手当については、県内他市と類似都市では、額の水準や算定方法の考え方による差異が見られること。
- ⑨ 行政委員の報酬については、県内他市及び類似都市では日額報酬への見直しが進んでいないこと。
- ⑩ 行政委員においては、委員会への出席及びそれ以外の活動状況が委員会によりバラツキが見られること。
- ⑪ 各種審議会、協議会委員等の報酬については、会議等への出席に対して日額報酬により支給しており、あくまでも生活給ではないこと。また、会議等の開催時間も審議会等により差異があること。

(3) 答申にあたっての考え方の整理について

- ① 報酬等の額の水準については、前回までの本審議会における考え方を踏襲し、本市の厳しい財政状況、県内他市及び類似都市との比較、民間賃金水準の動向を反映した人事院勧告の状況を鑑み、市民感覚や市民感情を踏まえたものとするこ。
- ② 財政状況は厳しい状況にあるが、これは本市に限った状況ではなく、主な財政関係指標の数値を県内他市及び類似都市と比較しても特筆すべき傾向が見出せないこと。

- ③ 市議会議員の議員報酬については、今後、議員定数の見直しが自治体独自で可能となることを考慮すると、市民の代表としての優秀な人材の確保の観点からも相応の報酬額が必要であること。
- ④ 本審議会においては、あくまで、それぞれの職本来の報酬等の額の水準を審議するものであり、種々の自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。
- ただし、財政状況等を踏まえ、市長及び副市長において、自主的な減額措置が継続して実施されていることについては評価できるものであること。
- ⑤ 市長及び副市長の給料及び退職手当については、市政運営の重責を担うとともに、財政状況が厳しい現在においては、その職務は多様化、複雑化し、激務であるという観点からも相応の対価が必要であること。
- ⑥ 市長及び副市長の退職手当については、市民感覚としては高額の印象であるが、退職手当単独ではなく給料等を合わせた一期分（4年間）の総額で考えた場合、県内他市や類似都市と比較して、妥当な水準にあると考えられること。
- また、自主的な減額措置については評価できること。
- ⑦ 行政委員の報酬の支給方法については、平成22年度開催の本審議会において十分に議論された結果、農業委員を除く行政委員については日額支給が適当と判断したものであり、現在は活動実績に基づき概ね適正に支給されているものであること。
- また、平成23年4月の日額化後、一定の財政効果が見られること。
- ⑧ 特に高度な専門性が要求される一部の行政委員については、その勤務形態から日額制になじまないとの考え方もあるが、本市が県内他市に先駆けて行政委員の報酬の日額化を実施したという先進的な考え方を維持すること。
- ⑨ 行政委員について、それぞれの職ごとにその活動内容や専門性を考慮して報酬額に差を設けることは困難であること。
- ⑩ 条例により設置された各種審議会、協議会委員等の日額報酬については、平成23年4月の減額改定後においても特段の支障は見られず、また、一定の財政効果が見られること。

3 結論及び要望事項

これらを総合的に判断した結果、本審議会としては、特別職の報酬等については現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

なお、現在、市長及び副市長が実施されている自主的な減額措置については、本審議会の議論とは別に、その時々の政治的な判断によって行われるべき性格のものであると考えられるが、本審議会としては、自主的な減額措置を評価するとともに、その継続を要望するものである。

また、附帯意見として、以下の内容を付記する。

- 1 現在、隔年で本審議会に諮問されているが、経済情勢等、大きな変動要因がある場合には、開催周期に関わらず隨時諮問されたい。
- 2 審議に際しては、これまで本市の財政状況、県内他市や類似都市の状況等を参考としてきたが、今後、他団体との比較考量ではなく、本市の客観的状況を反映した新たな指標の設定についても検討されたい。
- 3 特に高度な専門性が要求される行政委員については、その職務が円滑に実施できるよう各行政委員会事務局において適切に執務環境を整備されたい。

【資料 1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏 名
会長	宇部商工会議所 会頭	千葉 泰久
職務代理	弁護士	大田 明登
委員	宇部市漁業組合連合会 会長	河野 直行
委員	社団法人 宇部青年会議所 理事長	齊藤 貴利
委員	国際ソロプチミスト宇部 会長	豊田 房子
委員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表	畠山 邦佳
委員	宇部市自治会連合会 会長	福田 幸三
委員	宇部市消費者の会 会長	藤田 久子
委員	山口宇部農業協同組合 代表理事組合長	前田 文樹
委員	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和也

【資料 2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成24年10月 9日（火）	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成24年10月31日（水）	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬の審議
第3回	平成24年11月12日（月）	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第4回	平成24年11月29日（木）	答申内容の検討